

○第二建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	
①洪水時における河川管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難勧告に直結する氾濫危険情報等を直接区市町村長へ伝達できる仕組みを平成30年出水期に構築する。(ホットメールの構築)	現状と課題 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・東京都からの防災情報を含めて、重要情報を区長へ伝達する手段は、区として確保しているものの、気象情報を直接聞くことができる気象庁ホットラインのような窓口が現状ない。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・防災情報が区に伝わるまでに時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・防災情報が区長に伝わるまでに時間を要する。			・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・区長による避難勧告等の確実・迅速な発令を支援するため、区長に対し直接防災情報を提供することを検討する必要がある。	
		今後の具体的な取組 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・今後引き続き大雨対応等で、区長への確実な情報提供を行う。 ・防災情報を区長に直接伝達する仕組みづくり(ホットメール)について東京都と連携していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。		・区と調整し、防災情報を区長に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。(建設局)
		H30 ・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。 ※防災担当部署より区長に伝達を行う。	・都や気象庁等から提供された防災情報については、メール等で伝達を実施した。 ・都からの避難勧告等に関する情報伝達のホットライン構築については、引き続き検討していく。	・東京都から防災を情報区長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・避難勧告発令部署に避難勧告等の発令判断の支援情報が伝達された際、速やかに区長へ伝達し、発令判断をする体制を構築した。	・東京都のホットメールの仕組みに区長、土木部、危機管理対策部のメールアドレスを登録済み。区長に対し直接防災情報を提供するシステムとして活用している。				・防災情報を区長に直接伝達する仕組みを構築した。本取組を辞退している区市もあるため、引き続き対象全区市の参加を求めている。(建設局)
		現状と課題 ・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区市町村長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。				・水防災総合情報システムをとし、水位計や雨量計の情報を区に提供している。(建設局) ・区防災担当部署に対し避難勧告等の発令に係る判断の支援をさらに行っていく必要がある。(建設局)
B 洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川において、避難勧告等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難勧告部署等へ伝達できる仕組みを検討する。(避難勧告等の発令判断の支援)	今後の具体的な取組 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。			・区市町村と調整し、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを検討していく。(建設局)	
	H30 ・関係部署と協議し、防災情報を共有できる仕組みの構築を引き続き検討していく。 ・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。 ・関係部署と協議し、防災情報を共有できる仕組みの構築を検討している。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。 ・関係部署と協議し、防災情報を共有できる仕組みの構築を検討している。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。	・東京都のホットメールの仕組みに区担当部署である、土木部、危機管理対策部のメールアドレスを登録済み。			・区市町村と調整し、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築した。(建設局)	
	現状と課題 ・目黒川氾濫および津波発生時の河口部(目黒川・立会川)について避難基準等を策定している。 ・目黒川に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めている。 ・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。	・集中豪雨・雷・竜巻に伴う事前対策や避難行動のタイムラインを作成し、地域防災計画に定めている。 ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・洪水時における避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、都市型の集中豪雨に対応できるよう発令基準や対象区域を見直しする必要がある。 ・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。	・平成28年9月に河川氾濫(多摩川、野川・仙川)、土砂災害に関する避難勧告等の判断基準を策定している。発令対象区域は、東京都の野川・仙川浸水予想区域にかかる町丁目としている。 ・野川・仙川のタイムラインには、多摩川におけるタイムラインを準用する。 ・関係機関への周知が課題である。	・平成28年9月に河川氾濫(多摩川、野川・仙川)、土砂災害に関する避難勧告等の判断基準を策定している。発令対象区域は、東京都の野川・仙川浸水予想区域にかかる町丁目としている。 ・野川・仙川のタイムラインには、多摩川におけるタイムラインを準用する。 ・関係機関への周知が課題である。	・渋谷川のタイムライン作成を検討している。 ・避難勧告着目型作成に向けて検討していく。 ・想定浸水が浅いため避難勧告等の必要性を検討する必要がある。 ・現在、避難勧告などの基準を協議している段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の基準については、大方決定している。 ・過去に氾濫した記録がなく、大規模河川のスキームに当てはめて避難勧告などの基準を作成してもよいのだが、実際にうまく当てはまるかどうか確認する必要がある。 ・避難所の候補地が決まっているだけで、特に他のスキームは決まっていない状況である。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。		・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する避難準備、避難のための立ち退き勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該区長に代わって実施する。(総務局)	
	今後の具体的な取組 ・多機関連携型、避難勧告着目型どちらを作成していくか検討し必要に応じて作成していく。	・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を検討していく。	・現在、洪水時における避難勧告などの発令対象区域、発令判断基準を見直ししており、その中で検討していく。	・必要に応じて、避難勧告等の判断基準について見直しを行う。	・避難勧告などの基準は協議をすすめ、渋谷区の基準を作成する。 ・避難所のスキーム作成を、所管を交えて協議をする。 ・タイムライン作成を検討している。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。			・避難勧告着目型タイムラインの作成について既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区の取組を支援していく。(建設局、総務局)	
H30 ・目黒川について、タイムラインを作成する必要性について引き続き検討していく。 ・目黒川において、洪水時における避難情報等の発令体制を確立している。	・平成30年7月豪雨を受け、大田区ではタイムラインの見直し及び新たにタイムラインを1種作成し、計3種のタイムラインを地域防災計画に掲載した。 ・より詳細な避難対象地域・区域については、関係所属と確認の上、出水期までに定める。	・目黒川について、タイムラインを作成する必要性は感じているが、現在のところ検討していない。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直しした。 ・目黒川において、洪水時における避難情報等の発令体制を確立している。	・区内消防署と水防に関する連絡会を開催し、避難勧告等の判断基準等について確認した。	・避難勧告等の基準は、渋谷川の氾濫危険水位を超えた上で、今後も水位が上昇するおそれがある場合とする。(数分で大幅に水位が変更するため、明確な基準が作れない。)	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている他、多摩川については、タイムラインの検討に参加している。			・引き続き、タイムラインの情報を共有するなど、区の取組を支援していく。(建設局、総務局)		
③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水情報の提供	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を検討する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川について情報共有する。 ※水害危険性の周知平常時における浸水想定情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。	現状と課題 ・ホームページで気象情報、河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・洪水情報や避難情報等について、防災行政無線、SNS、避難情報緊急通知コール、ケーブルテレビL手放送、登録制メール等に住民に伝達している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。 ・洪水情報や避難情報等について、ホームページ、ツイッター、登録制メール(安全安心メール)等を活用し、住民に伝達している。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・HP情報を閲覧できない住民に対して、情報が確実に伝わっていない可能性がある。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・避難情報については、防災行政無線塔からの放送、登録制の災害・防犯情報メール配信サービス、区ホームページ、ツイッター、緊急速報メール、エフエム世田谷(ラジオ)による放送、広報車による周知など、多数の情報伝達手段を利用して、住民に伝達している。 ・情報伝達手段が多岐に渡るため、発令時に機器の操作だけでなくかなりの人数が必要である。 ・防災行政無線、広報車等では、大雨等の場合、聞き取りが困難である。 ・SNSを利用しない住民等への情報伝達方法が課題である。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・大雨警報などは、自動的に防災メールで発信している。 ・水防活動時、河川や各地の浸水状況はすぐ変動してしまうので、きめ細やかな情報共有が必要である。 ・避難勧告などを発令する場合、情報伝達手段が多岐に渡るため、発令時に機器の操作だけでなくかなりの人数が必要である。 ・そもそも所在地が異なるため、迅速な対応が難しい。 ・通常の水防本部体制から災害本部体制への移行(土木清掃部⇒防災課)の基準が無い。	・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を防災情報提供システムで提供している。		・東京都水防計画にて洪水予報、水位周知河川に指定した河川を記載している。(建設局) ・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」で公開している。(建設局) ・来日外国人向けの情報や外出時での情報収集に課題がある。(建設局)	
		今後の具体的な取組 ・各種媒体を活用し、登録制メールや避難情報緊急通知コール等の登録拡大を行い、情報の確実な伝達について検討していく。	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行い、情報の確実な伝達について検討していく。 ・気象情報等の情報収集の方法について、ホームページ等で普及啓発を行っていく。	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行い、情報の確実な伝達について検討していく。 ・引き続きICTを活用したシステムについて調査・研究していく。	・機器操作の訓練を随時実施する。 ・引き続き最善の情報伝達手段を検討する。 ・各種媒体を活用した情報伝達について、引き続き普及啓発を図っていく。	・防災と土木の連携を深めていく。	・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や、防災情報提供システムで提供している流域雨量指数の予測値を活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。			・外国人対応や外出先での情報収集ができるよう「東京都水防災総合情報システム」の改修を検討していく。(建設局)
		H30 ・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。	・より多くの住民に情報が伝わるよう、緊急速報メールの運用方法を見直した。 ・リアルタイム情報については、5月に実施した水防災講習会において、確認方法について参加者へ説明を実施した。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。	・防災と土木の連携については、より深めることができ、渋谷区で初めて、自主避難施設の開設をすることができた。	・都内の各区市町村長との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施				・「東京都水防災総合情報システム」のホームページについて、スマートデバイス向けページや多言語化(4カ国語)対応ページを作成した。また、位置情報を活用し、利用者の現在地点周辺の水防災情報を自動で表示できる機能を追加した。(建設局)

○第二建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都
④隣接区市町村等への避難体制の共有	・浸水予想区域図等を基に避難場所、経路を検討する。	現状と課題 ・ハザードマップ等で区内の浸水時避難所一覧を公表している。 ・垂直避難を基本とし、浸水予想区域図や浸水ハザードマップにより、浸水の危険性や避難場所・避難経路を事前に認識できるようにしている。 ・隣接区市町村の避難場所を共有する体制は構築されていない。	・現在浸水深の低い地区は原則垂直避難を考えており、それ以外の地区については区の中央部の限られた狭いエリアに位置しているため、隣接区への避難等は計画していない。	・氾濫しても予想されている浸水深が浅く垂直避難を想定していることから、隣接区市町村への避難等は計画していない。	・区内の避難場所については、ハザードマップなどに記載し、経路を自主的に検討するよう促している。 ・隣接区市町村への避難体制については、区内の浸水想定区域外への避難を計画しているため、検討していない。	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・ハザードマップ上の避難場所はあくまでも、地震時のものであり、渋谷区の水防における避難所が載っているわけではない。 ・避難経路の記載はない。 ・現在浸水深の低い地区は原則垂直避難を考えており、隣接区への避難等は計画していない。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認する必要がある。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表するなど自治体が作成するハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・区が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)
		今後の具体的な取組 ・ハザードマップ等を記載した「防災地図」を平成30年度に作成し全戸配布する予定である。 ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について(必要性を)検討していく。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・隣接区と連携し、境界付近に住んでいる住民へ情報提供できるよう検討していく。	・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・ハザードマップをより良いものにする。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し、連絡体制を構築していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)
		H30 ・想定最大規模降雨に係わる目黒川・立会川流域浸水予想区域図をもとに、避難場所等を掲載したハザードマップを作成した。	・大田区防災地図(風水害編)を修正し、避難場所を掲載した。 ・避難場所に関する運用の方針を関係所属と調整中である。	・想定最大規模降雨に係わる目黒川流域浸水予想区域図をもとに、避難場所、避難経路を掲載したハザードマップを作成した。	・都管理河川想定最大規模降雨の浸水予想区域の公表を踏まえ、引き続き検討していく。	・想定最大規模降雨を対象としたハザードマップ更新の準備を行った。(令和元年5月更新予定)			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)
⑤要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認	現状と課題 ・浸水想定区域にある区有の要配慮者利用施設について、調査を実施した。今後は民間の施設についても確認していく必要がある。 ・区内に該当する大規模地下街は無い。	今後の具体的な取組 ・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 ・避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化されたことについて、周知していく。	・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。 ・要配慮者利用施設についての具体的な事例等が示されていないため、施設選定に時間を要する。	・浸水想定区域図や住宅地図等から、要配慮者利用施設の抽出を行っている。 ・要配慮者利用施設の状況把握に時間を要しており、地域防災計画に定めるべき施設であるかどうかの確認ができていない。	・多摩川浸水想定区域内の要配慮者利用施設は定めており、要配慮者利用施設を管理する所管と協力し、避難確保計画の作成を指示している。	・現在渋谷川周辺の要配慮者利用施設の所管に、頭出しをした段階である。 ・所管で施設をピックアップした結果、新規で浸水想定区域内に要配慮利用施設が無いことが判明したため、改定予定無し。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・区に対して、技術的助言を行う必要がある。(建設局) ・区に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・区地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁) ・所管する私立学校及び区私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化局) ・東京都豪雨対策基本方針に基づき、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置、土壌地下街等の緊急避難計画の作成を促す。(都立教育委員会)
		・洪水浸水想定区域図や浸水予想区域図等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認する。 ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難訓練の実施状況を確認する。 ・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。	・東京都への支援要請に基づく技術的助言を踏まえて、対象施設の選定について検討を進めていく。	・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 ・当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。	・東京都管理河川の想定最大規模降雨に係る浸水予想区域が公表され次第、浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し地域防災計画への記載を検討し、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。	・所管を通し、平成30年の5月を目途に、避難計画作成と避難訓練の実施を実現させる。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定める必要性について検討していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局) ・区に対して、技術的助言を行っている。(建設局) ・引き続き、区に対して、情報提供を行い支援していく。 ・区と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁) ・区と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局) ・必要に応じ、所管する私立学校及び区私立学校所管部局への更なる周知を行う。(生活文化局) ・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる作成を促す。(都立教育委員会)
		H30 ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認していく。 ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。	・今年度に関係機関が公表した想定最大規模の浸水予想区域図に基づき、要配慮者施設の選定について、関係所属へ説明を実施。 ・次年度以降、指定を進めていく予定。	・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を指導した。	・避難確保計画作成対象である要配慮者利用施設からの要望に基づき、避難場所や避難ルート検討等を共同で行った。	・渋谷川の浸水予想区域内の、要配慮者利用施設全ての避難計画の作成を確認済み。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・都所管・管理の施設の情報を各局から情報収集し、区へ提供した。(建設局) ・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。また、実施状況を確認し、未対応の都立学校に対しては、適切に対応するように指導した。(教育庁) ・義務化対象の所管する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成義務等について周知した。所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局) ・水防上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局) ・各地区において、緊急連絡体制に基づく情報伝達区訓練を行うとともに、浸水対策計画

○第二建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都
①想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図の作成状況(公表予定)を共有する。	現状と課題							・東海豪雨規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)
		今後の具体的な取組							・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)
		H30							・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)
②水害ハザードマップの作成、改良と周知	・洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を基に洪水ハザードマップの作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討する。	現状と課題	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、区HPおよび窓口で公表している。 ・ハザードマップには、洪水浸水の予想区域の他に、区内に大規模な水害が発生した平成元年と11年の浸水被害の実績を掲載している。	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 ・ハザードマップは、ホームページ、窓口配付(平成27年度には全戸配布実施している)。 ・ハザードマップには、被害想定、浸水実績、天気・避難に関する情報等を記載している。	・東京都が公表している城南地区河川流域浸水予想区域図を基に、水害ハザードマップを作成し、区のホームページ及び防災行動マニュアルに掲載し、公表している。 ・水害ハザードマップには、浸水する範囲やその程度、避難所、土砂災害危険箇所を掲載している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。	・東京都が公表している浸水予想区域を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公開や、区施設で幅広く窓口配布を行っている。 ・ハザードマップには、浸水予想区域に加え、河川の洪水予報に関する情報や避難に関する情報を記載している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、ハザードマップの更新を行う。	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・周知は窓口配付とHP公開で行っている。 ・避難所と防災関係機関連絡先を載せている。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、渋谷川・古川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、ハザードマップの更新を行う。		・浸水予想区域図等を作成し、公表するなど、区市町村が作成するハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局) ・自治体が作成するハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局)
		今後の具体的な取組	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、検討していく。 ・作成したハザードマップを記載した「防災地図」を平成30年度に作成し全戸配布する予定である。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 ・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、検討していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 ・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、検討していく。	・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、検討していく。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、検討していく。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。		・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が作成するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)
		H30	・目黒川・立会川流域で発表された想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づき、ハザードマップを更新した。	・各関係機関が公表した、想定最大規模の浸水想定区域図を基に、大田区防災地図(風水害編)を修正。 ・次年度に、マイ・タイムライン講習会の実施を検討。	・目黒川流域で発表された想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づき、ハザードマップを更新した。	都管理河川の想定最大規模降雨による浸水予想区域の公表を踏まえ、掲載内容等の検討を進めた。	・神田川、渋谷川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、新しいハザードマップ作成を行う。		・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)
③まるごとまちごとハザードマップの促進	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。	現状と課題	・海抜表示板を電柱や街頭消火器、町会の掲示板等に設置している。	・「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。 ・他区市町村の取組事例を参考に、住民に対してわかりやすい表示について研究している。	・「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討する必要がある。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。		・国からの情報を区へ提供し、支援している。(建設局)	
		今後の具体的な取組	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 ・公共施設や電柱等に看板を設置するように検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討していく。	・必要に応じて検討していく。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の作成には取り組んでいない。	・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、支援していく。(建設局)	
		H30	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について引き続き検討していく。 ・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、街路灯にQRコード付の広域避難場所・区民避難所を記載した標示板を設置した。	・他自治体における取組事例を参考に検討。	・取組の実施については、現在のところ検討していない。	・実施自治体から情報を収集した。	・他自治体を参考に取り組みを検討していく。	・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、区を取組を支援していく。(建設局)	
④浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ周知する方法について検討する。	現状と課題	・ホームページで浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・ホームページ及び窓口で浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・浸水実績は、電話による問い合わせに回答する方法で対応している。 ・浸水実績を住民へ周知する方法について、検討していく必要がある。	・ホームページ及び窓口で浸水実績を公表している。	・窓口受付で浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	
		今後の具体的な取組	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
		H30	・浸水実績をホームページに公表している。 ・ハザードマップに浸水実績を掲載するなどし、住民への周知を図っている。	・区ホームページ及び窓口にて引き続き公表している。	・浸水実績については、電話等にて住民等の問合せに回答している。	・ホームページ及び窓口で浸水実績を公表している。 ・引き続き、浸水実績を住民へ周知する方法等について、検討していく必要がある。	・現在は窓口のみの対応であるが、ホームページでの公開を検討している。	・引き続き、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
⑤住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討する。	現状と課題	・区長参加のもと関係機関と連携し、水防訓練、風水害初動活動態勢訓練等を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した合同水防訓練は実施しているが、水害を想定した避難訓練は実施していない。	・関係機関と連携し水防訓練を実施している。また、水防訓練において、地域住民が広域避難場所(訓練実施場所)まで避難する訓練を行っている。 ・住民が参加しやすい訓練にしていく必要がある。	・一部地域で水害を想定した避難訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練は実施しているが、水害を想定した避難に特化した訓練は実施していない。	区市町村が行う避難訓練(防災訓練)には参加していない。 ・避難勧告等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・区が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	
		今後の具体的な取組	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・他区市町村の取組を参考に、訓練方法や訓練内容について検討していく。	・引き続き、関係機関と連携しながら訓練に取り組んでいく。	・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・実施を検討する。 ・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討する。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。	・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・引き続き、区が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)
		H30	・各種訓練の機会をとらえ、より多くの住民が参加しやすい避難訓練の実施を引き続き検討していく。	・次年度において、住民参加型の風水害関係の総合防災訓練を検討。	・関係機関と連携し水防訓練を実施している。また、水防訓練において、地域住民が広域避難場所(訓練実施場所)まで避難する訓練を行っている。	一部地域で水害を想定した訓練等を実施した。	・住民参加型の避難訓練の実施を検討。	10月14日 葛飾区総合防災訓練に参加し、防災気象情報の周知を実施	・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・引き続き、区が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)

○第二建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都
⑥防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討する。	現状と課題	・小学校の防災教育では、「地震」をテーマとした取り組みが多く、「水害」についても、今後取り組みを検討していく必要がある。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・総合学習授業の機会等に、小・中学校の児童・生徒を対象とし、水害のための備えや避難行動等をテーマとした防災講話を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・各校において防災教育年間計画を作成し、防災教育に取り組んでいる。 ・実践的な避難訓練の充実が求められている。 ・教育委員会において「台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について」を定め、児童・生徒の安全対策に取り組んでいる。	・防災教育の実施を拡大していく必要がある。 ・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「経験したことのない大雨 その時どうする？」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。		・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局)
		今後の具体的な取組	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施及び支援を拡大していくことを検討していく。	・より実践的な避難訓練に取り組む。 ・「台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について」をもとに、目黒川付近の学校に大雨時の洪水に対する配慮を求めていく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取り組む。	・新学習指導要領について、平成30年度末までに国の支援により作成されることとなっている指導計画を各学校に周知する。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行うしていく。(教育庁)
		H30	・水防に関する防災教育の実施及び支援を拡大していくことを、引き続き検討していく。	・小・中学校等を要配慮者利用施設として指定するについて、関係所屬と検討を実施。 ・指定となった場合に、小・中学校等に対し、出前講座等を実施することを検討予定。	各校において防災教育年間計画を作成し、防災教育に取り組んでいる。 実践的な避難訓練の充実が求められている。 教育委員会において「台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について」を定め、児童・生徒の安全対策に取り組んでいる。	京浜河川事務所と連携し、区立小学校をモデル校として、水害に関する防災授業を実施した。	・防災の実施の検討について、引き続き、検討していく。	ポケット版リーフレット「スマホで分かる気象災害から命を守ろう！！」を作成し、都内の小中高校へ配布	・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都
①水位計、河川監視用カメラの整備	・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報共有する。 ・水位計(危機管理型を含む。)、河川監視用カメラの配置について検討する。	現状と課題	・独自に民間気象会社へ委託し、呑川の6地点、区管理水門1地点に水位警戒用の監視カメラを設置している。 ・設置した監視カメラの運用経費が増設等の際に大きな負担となり、財源の捻出等の必要がある。	・河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 ・河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置している。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川はない。				・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。(建設局) ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。(建設局)
		今後の具体的な取組	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・全河川に水位計、河川監視用カメラを設置済み、引き続き、運用していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。		・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。(建設局) ・水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討する。(建設局)
		H30	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し設置が必要な箇所を選定し、新たに1台設置した。	・都管理河川において、河川カメラを6台追加で設置。	・河川監視用カメラ等を設置していない河川があるため、設置の必要性等を検討する必要がある。	・全河川(下水道幹線として暗渠化された部分を除く)に水位計、河川監視用カメラを設置済み、引き続き、運用していく。	・現在水位計、河川監視用カメラは配置してあるが、必要に応じて増設を検討していく。		・2019年度に水位計や河川監視用カメラの配置計画を策定する予定である。(建設局) ・2019年度に柳瀬川、空堀川、奈良橋川に4箇所水位計を設置する予定である。(建設局) ・引き続き、水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討していく。(建設局)

○第二建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

2)的確な水防活動のための取組

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都
①水防上注意を要する箇所 の確認、水防資機材の整備等	東京管理河川を対象とした取組内容	現状と課題	・出水期には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、国が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に水防資機材を配備している。 ・年1回、出水期前に風水害連絡会議を実施しており、区内の消防署・警察署と水防上注意を要する箇所等の情報を共有している。 ・独自に区内消防署へ水防活動及び水防訓練に必要な資器材を調査し、提供している。 ・近年増加傾向にある水防事象の際、区内4署1本部を有する消防機関と区内及び関係する6署を有する警察機関との情報共有をどのように行うかが課題となる。	・水防上注意を要する箇所の点検は水防活動の前に実施しているが、共同点検は行っていない。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備しており、定期的に点検を行っている。	・水防倉庫等に資機材を配備している。 ・出水期前に、国が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。	・水防本部設置時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・仮庁舎の地下に土のう、塩カルを配備している。 ・資材倉庫に土のう、ショベル等の資機材を配備しており、定期的に点検を行っている。		・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)
		今後の具体的な取組	・引き続き、水防上注意を要する箇所の点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 ・引き続き、出水期前の風水害連絡会議を通じて、区内防災関係機関との情報共有を図る。	・引き続き、出水期前に、水防上注意を要する箇所の点検を実施し、共同点検については検討していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 ・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。	・引き続き巡視を続ける。 ・適宜水防資機材等の点検を行う。		・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)
		H30	・出水期前に、河川管理施設等点検業務委託を実施し、状況把握を行った。	・出水期前に、国や都が実施している共同点検に、消防機関や河川管理者と参加。	・水防上注意を要する箇所の点検は水防活動の前に実施しているが、共同点検は行っていない。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備しており、定期的に点検を行っている。	・水防倉庫等に資機材等を引き続き配備していく。 ・出水期前に、国が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。	・水防資機材等の点検を行った。		・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局)
②水防訓練の充実	毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練となるよう検討する。	現状と課題	・区、消防(消防団含む)、区民、都、国等の関係機関による合同水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・区役所、各消防署、消防団、関係協力団体が参加し、合同水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。		・建設事務所に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・防災対策基本法に基づいて風水害訓練を多摩地域と連携して実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)
		今後の具体的な取組	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・今後も近年の災害事象を参考に、訓練を実施していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。	・毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(総務局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)
		H30	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関参加型の水防訓練を実施した。 ・水防訓練(積み土のう工法の演習等)を実施した。	・消防署と合同で水防訓練を実施した。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施した。	・今年度の水防訓練には、代々木公園も呼び、より多くの関係機関と連携することができた。	5月26日東京消防庁・北区合同総合水防訓練に参加	・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(建設局) ・引き続き、より実践的な水防訓練となるよう改善していく。(建設局)
③水防に関する広報の充実	各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	現状と課題	・募集のポスター掲示や成人式の折り込みチラシ等を通じて、区職員を含め消防団加入促進を行っている。	・防災週間などの機会を捉え、区実施の防災フェア等で消防団員の募集に協力している。	・ホームページや広報誌等を通じて「大雨対策」等について啓発を行っている。	・区の広報誌に掲載し、人員の募集に協力している。	・区の広報誌、ポスターを通じて、消防団員の募集などを行っている。		・ホームページや各種広報媒体等を通じた広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・区に依頼し、区の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)
		今後の具体的な取組	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などについて検討する必要がある。	・引き続き、区実施のイベントにて、消防団員の募集協力を実施していく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて啓発を行っていく。	・引き続き、人員募集に協力する。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて啓発を行っていく。		・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じての広報等を展開していく。(建設局、総務局)
		H30	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。	・区内消防署と連携し、イベント等において消防団への加入促進を実施。	・ホームページや広報誌等を通じて「大雨対策」等について啓発を行っている	・区の広報誌に掲載し、人員の募集に協力した。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて啓発を行った。		・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じての広報等を展開していく。(建設局、総務局)
④水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	洪水氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容を検討	現状と課題	・各消防署を通じた連絡・協力体制を確保している。	・特別区においては、消防団は消防署長の命令に基づき活動している。	・水防訓練にて連携した活動を行うなど、水防活動における連携・協力を努めている。	・消防団運営委員会を開催し、課題等の検討を行っている。	・区市町村間での広域的な消防団の連携等についての取組は行っていない。		連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局)
		今後の具体的な取組	・風水害初動活動態勢訓練等を通じて連携、協力体制を更に強化していく。	・引き続き、消防署との連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、関係者間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団運営委員会を開催し、課題等の検討を行う。	・区市町村間での広域的な消防団の連携等について、必要に応じて検討していく。		連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局)
		H30	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 ・消防団運営委員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。	・水防訓練について、消防団も参加。引き続き、水防活動について、連携強化を図っていく。	・水防訓練にて連携した活動を行うなど、水防活動における連携・協力を努めている。	区内消防署と水防連絡会を開催し、状況確認や課題の検討等を行った。	・区と消防で水防訓練を行っている。		・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表していく。(建設局、下水道局)

○第二建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

区市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項									
項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都
①災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討する。	現状と課題 ・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況は未確認であり、地域防災計画に位置付けは行われていないが、区内の災害拠点病院等を含む緊急医療救護所にはデジタル移動通信の配備をしている。	・浸水が想定される区域内の災害拠点病院等の立地状況は確認している。	・浸水が想定される区域内の災害拠点病院等の立地状況は確認している。 ・災害拠点病院等への洪水時における情報伝達方法について検討が必要である。	・浸水予想区域内等に災害拠点病院等が立地するが、浸水深が浅く、氾濫しても災害拠点病院等の機能に影響を及ぼすおそれがない。	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)
		今後の具体的な取組 ・複数の迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・原則として浸水深が低い地区については垂直避難を計画しているが、水平避難が必要となる場合において迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・洪水時の災害拠点病院等への施設管理者等に対する迅速かつ確実な情報伝達方法について検討していく。	・必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)
		H30 ・迅速かつ確実な情報伝達方法を引き続き検討していく。 ・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。	・各関係機関が公表した浸水想定区域図では、災害時の拠点病院は浸水域に該当するため、対応策等について関係所属と検討を実施。	・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。	必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・最新の浸水予想区域図を基に、災害拠点病院の確認を行う。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)
②洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題 ・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 ・止水用の土のう等を備蓄し、駐車場等への浸水に対応している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・止水板を備蓄し、地下駐車場等や電気室への浸水に対応している。 ・今後作成・公表される想定最大規模降雨への対応を検討する必要がある。	・浸水予想区域外となっている。 ・止水板や土のう等を備蓄している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 ・止水用の土のう等を備蓄し、地下等への浸水に対応している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・止水用の土のう等を備蓄し、地下等への浸水に対応している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。			・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。(各局) ・自家発電機等の耐水化を検討している。(各局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局)
		今後の具体的な取組 ・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域図を踏まえ、耐水化等の対策を検討していく。			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局)
		H30 ・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、耐水対策を検討していく。	・止水板を備蓄し、地下駐車場等や電気室への浸水に対応している。	・洪水浸水予想区域外となっているが、止水板や土のう等を備蓄している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・庁舎建替えの際に、一部浸水予想区域にかかる可能性があるため、担当所管に情報提供し、必要対策の検討を進めた。	・土のう等の備蓄を行っている。			・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や耐水化等の対策を検討していく。(各局)

3) 氾濫水の排水に関する取組

氾濫水の排水に関する事項									
項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都
①排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。	現状と課題 ・目黒川に道路冠水対策用の排水ポンプを配備している。	・排水ポンプ車を配備している。 ・防災市民組織へ可搬式ポンプ(消火用)を配備しており、区合同水防訓練では、住民参加型によるそれらポンプを用いた排水訓練を実施している。	・排水ポンプを配備している。	・各土木管理事務所へ可搬式ポンプ等の資機材を配備している。 ・毎年、職員向けの水防資機材研修を実施している。	・排水ポンプを配備している。			・建設事務所に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・ポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(下水道局)
		今後の具体的な取組 ・排水ポンプ等の資機材強化の必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する体制の再検討は適宜行う。	・排水ポンプ等の資機材を配備する体制の再検討は適宜行う。	・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 ・水防資機材研修を継続する。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。			・引き続き、ポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(下水道局)
		H30 ・排水ポンプ等の資機材を配備し、道路冠水対策に備えている。	・平成30年度に排水ポンプ車を更新したため、円滑な排水活動のための、排水活動訓練を実施する。	・排水ポンプを配備している。	・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 ・水防資機材研修を継続する。	・排水ポンプを配備している。			・引き続き、排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討していく。(建設局) ・引き続き、ポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(下水道局)

○第二建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

4)その他の取組

その他の事項			品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	
①堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	東京都管理河川を対象とした取組内容 ・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。	現状と課題								・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局)	
		今後の具体的な取組								・着実に河川整備を進めていく。(建設局)	
		H30								・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局)	
②樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有し、必要に応じて技術的助言を実施する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。	現状と課題								・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有する。(下水道局)	
		今後の具体的な取組								・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引き続き、下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)	
		H30								・引き続き、水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有していく。(建設局) ・引き続き、下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有していく。(下水道局)	
③水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。	現状と課題									
		今後の具体的な取組								・防災、安全交付金について国へ要望し、水防災意識社会再構築の取組を支援していく。(建設局)	
		H30								・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引き続き、区からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	
④災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参画する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。	・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)	
		今後の具体的な取組	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを作成する予定。	・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)		
		H30	・「平成30年7月豪雨」に伴い、被災地へ職員を派遣した。	・国、東京都が実施している研修へ参加した。 ・平成30年7月豪雨における被災地へ職員を派遣した。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。 ・「平成30年7月豪雨」に伴い、被災地へ職員を派遣した。	・国、東京都が実施している研修へ参加した。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、役所内で情報共有を行った。	平成30年4月23日に東京都防災気象講習会を開催	・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)		
⑤災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・区にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区に対してDISの利用方法を支援している。(総務局)	
		今後の具体的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・引き続き、DISについて講習会等において支援していく。(総務局)
		H30	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・平成30年度において、避難勧告等を発令する事象は無かった。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・台風等により区内に被害が出た際に、DISにて被害情報等を報告した。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・引き続き、DISについて講習会等において支援していく。(総務局)	

○第二建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容		品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都
⑩地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	<ul style="list-style-type: none"> ・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。 	現状と課題							<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・平成29年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。 	
		今後の具体的な取組							<ul style="list-style-type: none"> ・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。 	
		H30							<ul style="list-style-type: none"> ・減災協議会や水防連絡会等へ出席し、講演を行うなど、必要に応じて情報提供等の技術的助言を行った。 	